

諸外国の動き

ここでは、欧米主要6カ国（フィンランド、スウェーデン、フランス、米国、スイス、ドイツ）とこの1年間で処分事業に大きな動きのあった国（英国とカナダ）の動向を紹介しています。

| 国名 | ポイント | 主な動き |
|--|---|---|
|  フィンランド | <ul style="list-style-type: none"> ● 処分場サイトはオルキオトに決定 ● 2004年6月から地下特性調査施設の建設を開始し、詳細特性調査を実施中 ● 処分場の建設許可申請は2012年を予定 | <p>フィンランドでは、2001年に原子力法に基づく原則決定手続により、ユーロヨキ自治体のオルキオトが使用済燃料の最終処分地に決定しています。処分実施主体のポシヴァ社は、2004年6月からオルキオトで地下特性調査施設（ONKALO）の建設を進めています。2009年末時点で、地下施設へのアクセス坑道の掘削全長は約4km、深さは調査施設建設予定の約400m近くに達しています。新規原子炉の建設申請に伴い、ポシヴァ社は処分場の拡大に関する原則決定の申請を2009年3月に行っています。</p> |
|  スウェーデン | <ul style="list-style-type: none"> ● 実施主体が処分場建設予定地として、フォルスマルクを選定 ● 2010年末までに実施主体が立地・建設の許可申請を行う予定 | <p>スウェーデン核燃料・廃棄物管理会社（SKB社）は、2009年6月に高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設予定地として、エストハンマル自治体のフォルスマルクを選定しました。SKB社は、2002年からエストハンマルとオスカーシャムの2つの自治体で地表からのボーリング調査や環境影響評価を実施してきました。2009年4月には、これら2自治体、SKB社、原子力発電事業者4社の計7者間で、エストハンマルとオスカーシャムの2自治体の開発に関する協力協定が結ばれました。SKB社は、2010年末までに、最終処分場の立地・建設の許可申請を行う予定です。</p> |
|  フランス | <ul style="list-style-type: none"> ● 処分場サイトは、ビュール地下研究所の近郊250km²の区域から選定予定 ● サイト選定及び設置許可申請に向けた詳細なスケジュールが定められて具体的な取り組みに着手 | <p>フランスでは2006年の放射性廃棄物等管理計画法の規定により、処分場サイトは実質的にビュール地下研究所の近郊250km²の区域から選定される予定です。2007年に策定された国家放射性廃棄物等管理計画が2008年4月に施行され、2014年迄に設置許可申請することに加えて、そこまでの詳細な事業スケジュールが規定されました。その一環として、ANDRAは今後詳細調査を実施する候補サイトを2009年末に政府に提案しています。規制面では地層処分場の安全指針が改訂され、また、地域での情報提供活動として、実施主体による地下研究所近郊での技術センターの開設（理解促進活動の一環として2009年に公開開始）、地域情報フォローアップ委員会（CLIS）の体制一新など、サイト選定及び設置許可申請に向けた具体的な取り組みが着手されています。</p> |
|  米国 | <ul style="list-style-type: none"> ● 処分場サイトはユッカマウンテンに決定 ● 2008年6月に、処分場を建設するための申請を行い、2008年9月に受理されて審査が開始されている ● 政権交代により誕生した民主党による現政権では、ユッカマウンテン計画を中止し、代替案を検討する方針 | <p>米国では、2002年に1982年放射性廃棄物政策法に基づく手続きにより、ネバダ州ユッカマウンテンが高レベル放射性廃棄物の処分場として決定しています。ユッカマウンテンでは地下施設の建設を伴う調査が行われ、実施主体であるエネルギー省（DOE）は、処分場の設計、安全評価を実施し、規制機関である原子力規制委員会（NRC）に提出する許認可申請書を作成しました。DOEは、2008年6月に建設認可を受けるため、NRCに許認可申請書を提出しており、NRCは、2008年9月に正式に受理しています。現在、NRCは、許認可申請書の審査を行っていますが、審査期間は1982年放射性廃棄物政策法に3～4年間と規定されています。民主党による現政権のユッカマウンテン計画中止の意向を受けて、エネルギー長官は、高レベル放射性廃棄物処分の代替案を検討するため、ブルーリボン委員会の設置を表明していますが、2010年度予算が割り当てられたものの、設置には至っていません。</p> |

| 国名 | ポイント | 主な動き |
|--|--|---|
|  スイス | <ul style="list-style-type: none"> ● 処分場サイトは未定 ● 2008年4月に、3段階のサイト選定手続やサイト選定基準を策定 ● 2008年10月よりサイト選定を実施中 | <p>スイスでは、原子力令に基づく3段階の処分場のサイト選定手続や基準を定めた特別計画「地層処分場」が2008年4月に策定されました。特別計画に従い、全ての放射性廃棄物処分の責任を有する放射性廃棄物管理共同組合（NAGRA）は、処分場の候補サイト地域を2008年10月に提案し、処分場のサイト選定が開始されており、第1段階の候補サイト地域の選定は2011年までに完了する予定です。また、地層処分場が環境、経済、社会に及ぼす影響の評価手法に関する調査が実施され、さらに特別計画の規定により、サイト選定手続を支援する処分場諮問委員会や、安全技術フォーラムが設置されています。</p> |
|  ドイツ | <ul style="list-style-type: none"> ● 一時中断されていた処分場候補サイトのゴアレーベン・サイトでの適合性調査は再開される見通し ● サイト選定手続やサイト適合性要件について検討中 | <p>ドイツでは、1979年以降に実施されてきたゴアレーベン・サイトでの適合性調査は、1998年に成立した連立政権での原子力政策の見直しの一環として、2000年10月以降は一時中断されていました。サイト選定手続やサイト適合性要件などについては、2002年12月にサイト選定手続委員会が勧告を公表した後、公開の場での議論を経て法制化される予定でしたが、新たな法的枠組みの制定には至っていません。このような中、2009年7月、連邦環境・自然保護・原子炉安全省（BMU）は、「発熱性放射性廃棄物の最終処分に関する安全要件」を公表しました。また、2009年10月に成立した連立政権は、連立協定においてゴアレーベン・サイトでの適合性調査の凍結を撤廃する方針を示しています。</p> |
|  英国 | <ul style="list-style-type: none"> ● 処分場サイトは未定 ● 2008年6月に、高レベル放射性廃棄物の管理方針を決定 ● 2008年6月よりサイト選定を実施中 ● 1州2市が関心表明を提出 | <p>環境・食糧・農村地域省（Defra）は2008年6月に放射性廃棄物の管理方針を決定しました。この管理方針には、サイト選定プロセスが示されており、それに従い、サイト選定が開始されています。英国のサイト選定プロセスは、地域とのコミュニケーションを重視した公募方式を取り、初期段階の「自治体からの関心表明」では、自治体が将来の処分場の受け入れに関する責任を持つことなく、政府と心を開いて検討を行うことができます。その後、サイト選定プロセスへの参加の意思が確認されるような手続きが取られ、サイト選定プロセスに従い、処分場を決定します。現在、カンブリア州、コーブランド市及びアラデル市が関心表明を行い、初期スクリーニングの準備が行われています。</p> |
|  カナダ | <ul style="list-style-type: none"> ● 2009年5月よりサイト選定計画案に対する意見募集を開始 | <p>カナダでは、核燃料廃棄物管理機関（NWMO）が2009年5月、地層処分場のサイト選定計画案に関する協議文書を公表し、同案に対する意見募集を開始しました。意見募集は2009年10月末まで行われ、寄せられた意見を踏まえて計画案を最終版とし、2010年以降にサイト選定を開始する予定としています。このサイト選定プロセスは9つの段階（選定開始、初期スクリーニング、初期評価、精密調査、自治体受入れ決定、受入れ正式合意、地域拠点設立、許認可、施設建設・操業）で構成されており、初期スクリーニング、立地地点評価、選定手続きの遵守に関して第三者機関がレビューすることになっています。</p> |